

障精発第0801002号  
平成20年8月1日

各 地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第133号。以下「改正省令」という。）の施行については、本日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により取り扱うこととしたところであるが、下記の点にも留意の上、貴管内指定医療機関に周知されるとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、「入院対象者入院医学管理料の取扱いについて（平成20年3月13日障精発第0313001号）」の一部改正について」（平成20年4月30日障精発第043001号）は、平成20年7月31日限り廃止する。

## 記

### 1 特定医療施設及び特定病床における医療について

今回の改正は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）に基づく指定入院医療機関の整備が特に進んでおらず、入院医療が必要と決定された者への適切な処遇の確保に支障を来すおそれが高まっていることから、新たに、病床に余裕がない場合又は余裕がなくなると見込まれる場合における臨時応急的な対応を規定したものである。

こうした対応は、将来にわたり恒常的に行うものではなく、あくまでも病床不足における臨時応急的な対応であるが、一方で法の理念を踏まえ、法対象者の社会復帰を円滑に進める観点から、特定医療施設又は特定病床における法対象者への医療は可能な限り、「入院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発0714002号。以下「処遇ガイドライン」という。）の趣旨に沿ったものとする。

### 2 改正省令附則第2条第1項に関する事項

08.8.01

第0801002号

- (1) 改正省令附則第2条第1項において実施する委託指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察は、地方厚生局が地方裁判所と事前に法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受ける日の調整を行った上で、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受ける日の当日に行うことを標準とすること。
- (2) 改正省令附則第2条第1項において実施する委託指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察を、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受ける日の当日に行えない場合は、同日に委託指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が、法に基づく鑑定を行う医療機関の主治医等から聴取し、適切に病状を把握した上で、改正省令附則第2条第1項に規定する要件に適合するか否かについて判断し、後日、速やかに診察を行うこと。

### 3 改正省令附則第2条第3項に関する事項

- (1) 改正省令附則第2条第1項に規定する者を入院させる特定医療施設及び特定病床における医療は、委託指定入院医療機関の管理者による医学的管理の下で提供されるものである。
  - ア 改正省令附則第2条第1項により特定医療施設において当該医療を行う場合は、あらかじめ当該特定医療施設の所在地を管轄する地方厚生局長は、特定医療施設の管理者に対し、精神科救急入院料又は精神科急性期治療病棟入院料の施設基準に係る届出書の写しを1通提出するよう求めること。
  - イ 地方厚生局長は、届出書の写しの提出を受けた場合は、届出書の写しを基に、厚生労働省告示第418号に規定する基準に適合するか否かについて要件の確認を行うものとする。
- (2) 改正省令附則第2条第2項に規定する医療は、社会復帰期にある対象者を特定医療施設又は特定病床に入院させて、一定期間、委託指定入院医療機関の管理者による医学的管理の下で提供されるものである。
  - ア 改正省令附則第2条第2項により特定医療施設において当該医療を行う場合は、あらかじめ当該特定医療施設の所在地を管轄する地方厚生局長は、特定医療施設の管理者に対し、精神病棟入院基本料1又は2の施設基準ならびに精神科作業療法の施設基準に係る届出書、生活技能訓練療法及び精神科退院前訪問指導料の算定実績が確認できる書類、当該医療機関での精神保健福祉士及び作業療法士又は臨床心理技術者の勤務実績が確認できる書類の写しを一通提出するよう求めること。
  - イ 地方厚生局長は、届出書及び書類の写しの提出を受けた場合は、届出書及び書類の写しを基に、厚生労働省告示第418号に規定する基準に適合するか否かについて要件の確認を行うものとする。

### 4 改正省令附則第2条第7項に関する事項

- (1) 治療計画の策定
  - ア 改正省令附則第2条第7項に規定する治療計画は、処遇ガイドラインに準

じて策定すること。

イ 治療計画の策定にあたっては、委託指定入院医療機関等の医師、看護師その他の職員が策定することとするが、必要に応じて特定医療施設の職員から意見を聴取し、当該特定医療施設の診療機能等を踏まえた内容とすること。

ウ 治療計画の策定にあたっては、委託指定入院医療機関等の管理者の確認を必ず得ること。

(2) 定期的な診察又は病状の評価

ア 定期的な診察又は病状の評価にあたっては、特定医療施設との連携を密に行い、対象者の病状等を適切に把握すること。

イ 定期的な診察又は病状の評価にかかる頻度は、改正省令附則第2条第1項の場合は1週間毎を標準頻度とすること。また、改正省令附則第2条第2項の場合には、病状に応じて行うこととするが、2週間毎を標準頻度として、指定入院医療機関の医師等が患者の病状や社会復帰に向けた状況を把握するようにすること。

ウ 原則として委託指定入院医療機関等の医師、看護師その他の職員の訪問により行うこととするが、電話その他の方法により行っても病状の把握が可能な場合は電話その他の方法により行っても差し支えない。

(3) 治療計画の見直し

ア 治療計画の見直しの頻度については、処遇ガイドラインを参考として、対象者の病状に応じて、特定医療施設と連携の上、適切に行うこと。

イ 治療計画の見直しにあたっては、委託指定入院医療機関等の管理者の確認を必ず得ること。

5 改正省令附則第2条第8項に関する事項

(1) 改正省令附則第2条第8項は、特定医療施設において、適切な医療が行われるよう、前項の規定により委託指定入院医療機関等の管理者が特定医療施設と契約を締結する際の必要事項を定めたもの。

(2) 契約締結にあたっては、改正省令附則第2条第8項及び厚生労働省告示第420号に規定する事項を契約書に記載するとともに、その他契約に必要な事項については、入院医療が必要と決定された者への適切な処遇の確保の観点から、特定医療施設と委託指定入院医療機関等の間で十分な協議の上、契約書に記載すること。